

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和4年11月9日(水)		
開催時間	午後5時57分～午後6時25分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	ぬかが和子 委員	いいくら昭二 委員	石毛かずあき 委員
	にたない和 委員	野辺 陽子 委員	上 茂之 委員
	堀 成美 委員		
欠席者	松井 加奈絵 委員	水町 雅子 委員	安江 文博 委員
	宮崎 十三 委員	那須 康一 委員	鈴木 由美 委員
会議次第	別紙のとおり		
資料	○諮問事項 1 〔諮問第479号〕「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務		
その他			

(審議経過)

### (1) 開 会

○山根区政情報課長 皆さん、定刻の前ではございますけれども、野辺委員が参加という予定でございますが、今ちょっと交通事情で4号線が通行止めになっているような状況でありますので、先に開始し、進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

本日は、足立区情報公開・個人情報保護審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は今年度の3回目ということなのですが、急遽、夜の開催ということになりました。誠に申し訳ございません。皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

審議に入るまで進行を務めさせていただきます区政情報課長の山根でございます。よろしく願いいたします。

### (2) 配付資料の確認・事務局説明・定足数の確認

○山根区政情報課長 次に、会議資料の確認をさせていただきますと思います。

本日の資料ですが、5点ございます。審議会の式次第が1点でございます。それから、区長の諮問文が1点ございます。それと、事前に皆さんに、お手元のほうにもお持ちかと思っておりますが、諮問資料、ピンク色の表紙のものが1点ございます。それから、今日の席次表という形で、こちらの委員の皆様方の席次表をお配りしております。それから、次回の審議会の開催のご案内についても再度、席のほうにも置かせていただきましたし、メールでも委員の皆さんにお配りさせていただいているところでございます。不足の資料はございますか。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議会の定足数について

ご案内させていただきたいと思っております。

本日、委員16名のうち、10名の参加の予定をいただいております。野辺委員が1名、今遅れているところでございますが、9名ということになりますので、過半数を得ておりますので、本審議会は成立ということでございます。

それでは、第十三期・第3回足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日の審議項目はお手元の次第のとおり、諮問事項が1件となっております。

再度のご案内で恐縮ですが、ご発言の際には、お手元にごございますマイクのスイッチを入れてからご発言いただくようによろしくお願いいたします。また、リモート参加の委員の方でご発言がおりの方につきましては、ご発言のほうを願います。我々のほうでも注視してまいりますので、よろしく願いいたします。

以後の議事進行につきましては、川合会長にお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川合会長 では、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議ですが、基本的にこれを公開により行うとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

異議がないということですので、そのように進めさせていただきます。

### (3) 審議事項

**【諮問第479号】「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務**

**<審議会意見>**

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了

承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

クラウドサービスの利用にあたって、十分な安全管理措置を講じたうえで、事業を実施されたい。また、個人情報のデータ削除について、確実に履行されたことを確認されたい。

○川合会長 では、議事に入りたいと思います。諮問事項でございます。

資料の1ページになります。諮問第479号「足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」支給事務」でございます。

所管課からご説明をお願いいたします。

○長谷川親子支援課長 それでは、まず自己紹介をさせていただきたいと存じます。私、親子支援課長の長谷川でございます。

本日は、お忙しい中、足立区情報公開・個人情報審議会の臨時会を開催させていただきましたことにつきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。本来であれば定例会にお諮りしなければならないのですが、食費等の物価高騰に直面している低所得の子育て世帯に対する給付金をできるだけ早くお届けさせていただくことを優先させて、本日の臨時会の開催をお願いいたしたところでございます。お忙しい時間でもあり、大変申し訳ありませんが、趣旨をご理解賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○宮岡特別給付係長 同じく、親子支援課子育て給付金担当係長の宮岡でございます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○長谷川親子支援課長 それでは、着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で食費等物価高騰に直面する低所得のひとり親子育て世帯に対して、生活支援を行うことを目的に「足立区独自・低所

得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金」の支給を予定しております。

この支給事業に伴い、今年度実施しております国のひとり親世帯等に対する「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」委託事業者への業務委託に関する個人情報の受渡しについて諮問させていただきたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。事業の概要をまずご覧くださいと思います。

今回の給付金では、令和4年10月31日までに、まず国の事業であるひとり親世帯等に対する「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給決定を受けたひとり親世帯等の児童のうち、令和4年11月1日現在、支給要件に該当しない者を除く児童に対して申請を求めずに支給をさせていただきたいと考えてございます。

事業実施に当たり、従前の「諮問第367号」の内容には変更はございませんが、今までは暗号化機能付のUSBで行っていた委託事業者への個人情報の受渡しを、クラウドサーバーを介した受渡しに変更させていただき、より個人情報保護の安全性を高めるものでございます。

次に、条例第16条に基づく業務委託に関して報告させていただきます。1枚おめくりいただき、2ページをご覧くださいと存じます。諮問資料についてご説明させていただきます。

委託業務で取り扱う個人情報については、住所及び氏名ほか、記載のとおりでございます。給付金の該当者へ通知作成及び送付する際に利用する個人情報については、「諮問第367号」でご承認いただいているところでございます。このたび追加でご審議いただく内

容は、個人情報を受渡し方法の変更についてでございます。

業務委託をする理由でございますが、5,000世帯を超える対象者に対して、支給のご案内及び給付金の事務処理を正確かつ迅速に実施するためでございます。

処理の概要については、対象世帯にお知らせをお送りし、児童扶養手当等で指定されている口座振込や申請による給付金を支給いたします。

効果については、膨大な事務量が発生することが想定されておりますので、大幅な事務量の削減が可能となります。

セキュリティ及び保護対策については、個人情報データのアップロード及びダウンロードは通信の暗号化を行い、委託事業者に保存させるデータも全て暗号化して保存させます。さらに、ユーザーアカウントの管理により、アップロード及びダウンロードの権限を制限し、個人情報を取り扱える者を制限いたす予定でございます。

個人情報の保護措置等につきましては、今日添付させていただいている8ページでございます別紙4を遵守させるとともに、業務終了後に本業務に関するデータを破棄させ、別紙3の「データ消去報告書」を提出させるものといたします。

以上で私からの諮問事項のご説明とご報告を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

では、先ににたない委員、次いで石毛委員、お願いいたします。

○にたない委員 1点確認なのですが、今回USBからインターネットを活用したデータの受渡しをするように変わりました

たというところで、これというのも一長一短だと思うのですよ。この資料の中で言うと

「データ受け渡しの情報保持安全性の確保」となっていますが、物理的に持つていくのとインターネット上でやるのは一長一短なわけであって、確かに今までみたいに物理的にどこかでなくしていくということはないかもしれないですけれども、実際問題、インターネット経由でやるということは、新たなリスクが発生するということになりますよね。

例えば、この審議会自体が公開されてしまうのであまり突っ込んだ話にはできないのかもしれないですけれども、どういった手法を用いて通信をするのか。暗号化の種類とか、サーバーまでのトレースじゃないですけれども、変なところに行っていないかとか、そういったところをふだんから研究を進めていっていただいて、安全性の確保していただく。あくまでこれは手法が変わったからリスクがなくなったわけではなくて、新たな脅威に対してやっていかなければいけないというのは、質問するまでもなく、認識として同じだとは思いますが、そこだけ確認させていただければと思います。

○長谷川親子支援課長 今、にたない委員から確認ということでお話ございましたけれども、私どものほうでも膨大な区民の大切な個人情報を扱わせていただきますので、安全性はより高めたいと考えてございます。

先ほど一度ご説明させていただきましたけれども、インターネット回線を活用させていただきますけれども、その都度パスワードを双方で持って、そのパスワードでしかやり取りできないような形を今現在考えておりますので。

また、より安全性が高められるものがあれば、どんどん研究していきたいと考えてご

ざいます。

○にたない委員 ありがとうございます。

○川合会長 では、次いで石毛委員、お願いいたします。

○石毛委員 よろしくお願いいいたします。1点だけです。

そのデータの受渡しをして、処理時間の短縮が行われるからいいということは当然いいですね。結局、その後の業務終了後に行う本業務に関わるデータの破棄とか、データ消去報告書を出すということで完結するのでしょうか、実際にこれを消去したか、していないかという確認はどのように行うのか、そこだけ確認させてください。

○長谷川親子支援課長 先ほどご説明させていただきましたけれども、証明書はご提出いただきますけれども、それ以外にも状況によっては、立入りで調査をしたり、事前通告なしに立入り調査をすることも考えなければいけないと思っております。相手の方にも事前にその辺をお話しさせていただこうかなとも考えてございます。

○石毛委員 大変申し訳ないのですが、そんな曖昧な考え方だとちょっと私も心配なので、しっかりとその情報処理に対してどのように行うのかということを決めておかないと心配と思えますから、その辺、今みたいな同じような質問があったときにも、しっかりと答えられるように足立区で決めていただきたいと思えますが、いかがですか。

○長谷川親子支援課長 曖昧な発言で大変申し訳ございませんでした。しっかりと情報を破棄してもらっているのかどうか、相手のパソコンを確認するなり、しっかりとしていきたいと考えてございます。

○川合会長 では、ぬかが委員、お願いいたします。

○ぬかが委員 ほかの方の質問とかぶらな

い点で若干確認させてください。

今日、ちょうど午前中の議会の総務委員会の中で話題になった部分でもあるのですが、今回、尼崎の事件ではUSBだったということで、そういう中でクラウドをやっていくということもあるのかなと。また、国のほうもだんだんクラウドのほうに重きを置いていくような流れになっているということはあると思うのですが、尼崎の件の教訓で、再委託の問題があったじゃないですか。

これは全く再委託とかは想定していないということでしょうか。

○長谷川親子支援課長 再委託は考えておりません。

○ぬかが委員 分かりました。

若干、ほかの方ともかぶるかとは思いますが、すけれども、クラウド経由でやっていくことになった場合に、やはりそのリスクは非常にあるということで、クラウドサービスは幾つかありますよね。その辺、何か条件や状況となど、いろいろ判断はこちらでやることになりますか。事業者はまだこれからですよ、決定していくということでは、その辺なんかはどうなのでしょうか。

しかも、このクラウドのほうも最近、病院の事件がある中では、その辺をどう判断されていこうとしているのかということをお伺いしたいのですが。

○長谷川親子支援課長 先ほども一度ご説明させていただきましたけれども、事業者さんとよく相談させていただきながら、その都度その都度パスワードを変えて情報のやり取りをしていくことによってセキュリティを確保していきたいと考えているところがあります。インターネットを活用することによって別のリスクが高まってくるということは確かにあると思っておりますけれども、そのリスクを回避できるような形で通信方

法等々についても検討を進めていきたいと考えてございます。

○ぬかが委員 例えば総務省のほうでいくと、推奨するものとかいろいろ、情報のほうのお答えでもいいのですけれども、そういうのも示していますよね。その辺についてはどう感じなのでしょうか。

私の感覚としては、総務省が推奨するから安全というものでもないような気がしてしよがないのですが。

○鈴木情報システム課長 あらかじめ想定されているものを所管課から聞いているのですけれども、そこは「ASP・SaaS情報開示認定制度」を取得している事業者と聞いています。この「ASP (Application Service Provider)」というのは、アプリケーションを提供する会社、あるいは「SaaS」といって、ソフトウェアを利用するためにデータセンターとサーバーを用意してユーザーに利用してもらう会社がいかに安全性を外に向けて情報開示しているかという認証制度を取っておりますので、そういったもので判断をさせていただいております。

○ぬかが委員 ありがとうございます。

○川合会長 では、いいくら委員、お願いいたします。

○いいくら委員 私のほうから1点なのですけれども、先ほどと若干かぶるのですが、別紙4の誓約書のところで、最初の2行目の「信義に従って誠実にこれを履行することを誓約いたします」ということなのですけれども、例えば何か不測の事態があった場合というのは、これはどちらかというと性善説的な話になるのかな。何か罰則とか、そういうものは考えていらっしゃるのですか。そこまで大ごとにならなくても、何か変わった状況が発覚した場合には何らかのペナルティーなどありますか。

「信義」ということは、「これからは注意してくださいね」という形で終わってしまうような気がするのですけれども、そこら辺のところはどのように考えているのですか。

○長谷川親子支援課長 万が一個人情報が出た場合ですと、当然それなりの損害賠償なり何なりというのを求めていかなければいけないと思っておりますし、また、意図的なものであれば当然のことながら警察なり、そういった場所に通報するというか、ちゃんと話をして、それなりの対応をさせていただきたいと考えてございます。

○山根区政情報課長 すみません、補足をさせていただきます。

契約を取り交わすに当たっては、契約書の別紙というのを設けまして、個人情報の漏えいにつながるような形につきましては罰則規定があるということについても、あらかじめ周知をさせていただくという形で契約の取り交わしをしたいと思っております。

○いいくら委員 したいと思っているということですので、ぜひとも一罰百戒みたいな形で、足立区からもしっかりと要望させていただきたいと思っています。お願いいたします。以上です。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。では、堀委員、お願いいたします。

○堀委員 1点でございます。

もともと手続も不要で、情報のプラットフォームがあるものが今回臨時で委託業者に作業が出るという理解でいいのですよね。そうすると、開始時期が「令和4年12月(予定)」となっておりますが、では終わりも決まっています、この委託業者は今回この件だけで終わるという理解でよろしいですか。

○長谷川親子支援課長 今回の支給事務につきましては、12月に通知を送らせてい

ただいて、1月下旬ぐらいに最初の給付を考  
えています。

その後、国の給付金のほうが2月28日ま  
で申請期限がございますので、その後も同じ  
ように国の給付金を申請されて認定をされ  
た方々につきましては、追加で支給をしてい  
きたいと考えてございますので、今年度末ま  
で契約をさせていただいて、それで終了させ  
る予定でございます。

○堀委員 分かりました。そうすると、この  
業者さんがそれもやるかもしれないという  
ことですか。

○長谷川親子支援課長 今年度の契約とい  
う形となります。

○堀委員 ありがとうございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。では、上委員、  
お願いいたします。

○上委員 クラウドサーバー経由でデータ  
をやり取りするということなのですが、要は  
何を言いたいかといいますと、もしこのクラ  
ウドサーバーが中継する第三の業者である  
と、懸念されるのが、委託業者に送るデー  
タを第三者の業者のサーバーにずっと置いた  
ままになることがあります。そういう場合は、  
例えば相手が受け取ったら手で操作して消  
すか、もしくは一定時間後に消すといった  
サービスもありますので、そこら辺のところ  
を活用させていただいて、中継業者に残らな  
いような対策をしていただければと思います。  
以上です。

○長谷川親子支援課長 クラウドサーバー  
に一時的に入った情報につきましては、一定  
の時間がたちますと削除されるような形で  
考えてございます。

○川合会長 その他、ございますでしょうか。  
——よろしいですか。

その他、特にご意見はないということす

が、個人情報の保護について、これまで各委  
員からの質問とやり取りがございましたの  
で、その点を十分踏まえまして、本件につ  
いては了承するというところでよろしいでし  
ょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川合会長 ありがとうございます。

特に異議なしということですので、了承す  
ることとしたいと思います。

#### (4) 閉 会

○川合会長 これで本日予定されておしま  
す案件は全て終了ということでございま  
す。委員の皆様におかれましては、遅い時間だ  
ったわけですが、ご審議いただきましてあり  
がとうございます。

それでは、事務局より連絡事項等、お願い  
いたします。

○山根区政情報課長 委員の皆様、貴重なご  
意見をありがとうございました。

事務局から連絡事項が2点ございますので、  
お話しさせていただきます

1点目ですが、次回の第4回審議会の開催日  
でございますが、12月27日(火)午前10時  
となります。年末のお忙しいところ大変申し  
訳ございませんが、何とぞご出席を賜ります  
よう、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、地下の駐車場をご利用された  
委員の方につきましては、駐車券を用意して  
おりますので、事務局までお申し出いただ  
ければと思います。

連絡事項は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、特段ないようでしたら、本日の審  
議会はこれにて閉会とさせていただきたい  
と思います。

本日もご協力いただきまして、ありがとう  
ございました。